

(平) (年) (月) (日) (第) (回) (口) (頭) (弁) (論)

速 記 録 (平成28年12月22日 第2回口頭弁論)

事件番号 平成27年(ワ)第8053号

証 人 北 村 實

被告代理人

乙第13号証を示す

表に証人のサインと押印がなされてますけれども、あなたがお作りになったもので間違いございませんか。

はい、間違いありません。

この陳述書の中で、現在ちょっと修正するとか訂正するところございますか。

ありません。

本件で問題になっている、草薙さんに対する懲戒処分のことについて、証人との関わり等についてお尋ねをしていきますけれども、まず、本件で問題になっている、いわゆる、懲戒事由、これを証人が知ったのはどういうきっかけで知ったということになりますか。

実際に14年の年末、もうちょっと先かもしれませんけれど、12月に、いわゆる、吉井裁判の控訴理由書と証拠が大学に送られてきたことによります。

2014年は平成26年ですけども。それは誰からその控訴理由書だとかを見せてもらったんでしょうか。

多分、崎田事務局長だと思います。

それをどういう形で持ってきはったんですか。

どういう形といいますと。

何か、証人に意見を求めるような形だったんですか。

大変なことですね、ということだったんだと思います。

できるだけ生の言葉で、崎田さんがどういうふうな言葉を証人に言ったか覚えてはりますか。覚えてなかったら結構ですけど。

ちょっと最初の言葉は覚えてません。

あなたは、その控訴理由書等を見せられて、どういうふうに思いましたか。

大変なことだと思いました。

何が大変だと思ったんですか。

現に、吉井氏とは大学、学校法人が争ってるわけですから、それに対して、理事である副学長がおっしゃっていることが、内容的に大変だなと思いました。

大変ということになって、どうするという事になったんですか。

それは2014年の年末ですので、大学の会議なども全て終わっていたと思いますので、学内理事会で報告されたらいいことだと思いました。

学内理事会とは別に、誘導させてもらいますけど、法人理事会というのがあるんですよね。

はい、法人理事会があります。

法人理事会というのは、大体、定員というか、何人ぐらいの理事がおられるんですか。

定員は21名だと思いますが、多分欠員があったりして、20名前後かと思います。

学内理事会というのは。

たしか、11人かと思います。

それで、学内理事会と法人理事会との関係はどういうふうな関係になってますでしょうか。

形は、最終の学校法人の業務決定権は法人理事会にあります。学内理事会は、その委任を受けたことを決定したり、あるいは、理事長の執行権を助けるということに役割があるんだと考えます。

それで、学内理事会に報告することにしたということですよ。

はい。

証人のその当時の役職というのは、総務担当理事ということでよろしいでしょうか。

はい、結構です。

それで、実際には、学内理事会はいつ開かれたんですか。

2015年の1月中旬、たしか13日だと思います。

御報告を誰がしたんですか。

崎田事務局長、法務担当の理事です。

その結果、学内理事会でどうなったんでしょうか。

調査委員会を立ち上げることになりました。

調査委員会を立ち上げるということは、事実の確定ということですか。

はい、事実を確認しようということですよ。

その事実を確定すれば、先ほど御証言いただいたように、問題だということになっていくわけですか。事実が確定してどうするかという、そういうための委員会立ち上げたと、こういうふうに乗ってよろしいんでしょうか。

はい、事実の確認を得て、それがどのような評価をされるかということにいくのだと思います。

その調査委員会が立ち上がって、当然、委員さんというかそういう人が選任されますよね。どなたがおなりになったんですか。

崎田事務局長と橋本財務担当理事だと思います。

お2人ですか。

2人です。

その結果、報告ありましたよね。

はい。

いつどこで、どういう形でありましたか。

2月20日だと思います。学内理事会です。

どういう内容の報告だったんでしょうか。

中心は草薙さんと、山田さんもそうでしたが、の、吉井裁判での証拠として出されたもの、あるいは、吉井さんのインターネットで、ホームページ等でアップされたものの中身は、ほぼ真実だという報告だったと思います。

事実報告がそういう形でなされたと。

はい。

その事実経過の報告がなされて、学内理事会ではどうなったんですか。

当日、懲戒等検討委員会を立ち上げるということになりました。

ということは、その事実が懲戒に値するかどうかを調べてもらうと、こういうことですか。

はい、そうです。

立ち上げられたそれを検討委員会というふうに略称させてもらいますけれども、検討委員会は、何名で構成されたんですか。

3名です。

具体的には、どなただったんですか。

崎田法務担当理事、私、総務担当理事、及び、田村理事は、学外理事ですが、学内理事会に参加してますので、田村理事、その3名です。その検討委員会で検討した結果、どういう結論になったんでしょうか。まず結論をおっしゃっていただけますか。

結論ですか。

調べた結果、懲戒に値するとか値しないとか、いろいろ結論があったと思うんですけども。

懲戒に値するという結論になりました。

それは、3名の方、全員が同じ意見だったんですか。

合意です。

合意の上でそういうふうになったんですね。

はい。

それは学内理事会のほうに報告されましたか。

4月の上旬、4月7日か上旬の学内理事会です。

その報告の中では、懲戒処分相当だということですがけれども、処分の量定についてまで御報告なされたんでしょうか。

学内理事会では、処分の量定は報告しておりません。

法人理事会では御報告された。

はい。

どういう内容だったのでしょうか。

量定の内容は、出勤停止30日という処分です。

その報告を踏まえて、学内理事会では、どういうことになりましたか。そのとおりになったんでしょうか。

学内理事会ですか。

そうです、御報告されてね。

学内理事会ですか、法人理事会ですか。

検討委員会のほうで検討した結果を、学内理事会と法人理事会のほうに御報告されたでしょう。

はい。

処分するとかしないとか、どういう結論になったんでしょうか、という質問です。

法人理事会の中には、1つは、吉井裁判の控訴審判決が間もなく出る
ので、それを待つべきだという意見だったり、あるいは、個人的な会
話なので懲戒に値しないのではないかという御意見があったり、逆に
強い意見があったり、様々な意見があつて、結論を見ることができず、
継続審議になりました。

草薙さんのほうの陳述書なんかを見ると、大多数が反対だと、こういうふうな意見だったみたいなことを書かれてるんですが、そうではないんですか。

大多数が反対、懲戒そのものにですか。

そうですね。

いや、違います。

継続審議になって、次の法人理事会なり、学内理事会、いつ開かれたんですか。

5月23日か5月の二十何日かだと思います。

そこでは結論は出たんですか。

出ません。

それはなぜですか。

1つは当日、ほかの議題が混んで、余り時間が取れなかったということもありますし、もう1つは、吉井裁判の控訴審判決が出ましたので、それを配布し御覧いただくという御意見もあり、それで、ほとんど、5月の理事会ではこの案件は審議せず、継続審議としました。

理事長か何かが遅れられたとか、そんな事情もあったん違いますか。

はい、そうです。理事会自体のスタートが、理事長が来られる途中で交通渋滞に巻き込まれて、相当遅れられたという背景もあります。

それで、7月ですか、法人理事会が開かれましたよね。

はい。

その結果、どうなったんでしょうか。

7月の理事会では、懲戒すべきだという点については、ほぼ合意できたんですが、量定の点で様々な意見がありました。

様々なというのは、まずどんな意見が出たんでしょうか。

懲戒検討委員会から提案した、転職に賛成する者もおられましたし、厳しすぎるという御意見もあり、あるいはその反対もあったと思いま

す。

数的にどれがどうだというふうなこと、はっきりするんですか。誰がどういうふうに言って、何名対何名とか、そんなことがはっきり分かるような状況だったんですか。

いえ、正確には答えられません。

それは分からない。

はい。

結局、そういう意見が分かれてどうなったんですか。

懲戒することはするとしても、意見が分かれているので、量定の点については、学内理事会の審議に委ねるということになりました。

それで、学内理事会は、それを受けてどうなったんですか。一任ということになったんですよね。

はい。理事長から懲戒等検討委員会に、7月の法人理事会の審議状況を踏まえて、量定をどのように直すのか直さないのかについて、審議して提案するよう、依頼というんでしょうか、してほしいという御意見をいただきました。

誘導的になるかもしれませんが、それは再考しろと、こういう話なんですか。学内理事会一任されたけれども、今までのそういう経過を踏まえて、再考するよという感じ、検討委員会のほうに話があった、こういうことですか。

はい、理事長がそうだったかどうかはちょっと分かりませんが。

そういうことですか。

はい、そうです。

検討委員会としては、そういう、再考というか再検討というか、その結果どうなったんですか。

諸意見を踏まえて、懲戒として1段階下の減給にするという結論にな

りました。

結局、再考の結果、ちょっと低い量定にすると、こういう意見を出されたと、
こういうことですか。

はい、そうです。

その結果、それはどこに報告されたんですか、学内理事会に報告されたんで
すか。

はい、学内理事会です。

法人理事会のほうには、もう一任されてるから特段報告してませんね。

はい。

その結果、本件懲戒処分がなされたんですね。

はい。

甲第1号証を示す

これ、見覚えありますね。

はい。

この懲戒処分の点についてお聞きしていきますけれども、まず、処分対象事
実としての①、「特任教員の採用（再雇用）に関する発言は、本大学のこれ
までの見解を越権的、専断的に歪め」と、こういうくだりがございますね。

はい。

この本大学のこれまでの見解というのは、具体的にどういう見解のことを指
すんですか。

特任教員の制度は長く本学にありますが、ある事件を通して、その性
格をはっきりさせるべきだということがあって、規程を手直しして、
趣旨をはっきりさせたときの、その趣旨を指してます。

さる事件というのは、誘導ですけど、里上事件という件ですよ。

はい。

それで、そこではっきりさせたというのは、何をどういうふうにはっきりさ

せたということですか。

かつて、定年引下げの代替措置としての特任という性格で理解する方もおられましたし、曖昧なところがありましたが、里上事件を通して、特任制度はいわば新採用であると、再雇用と表現してはすけれども、新採用であるという性質をはっきりさせようという改正でありました。

その件については、当然、特任制度の改正というか、新たな制度というか、新たな制度でもないんでしょうけども、そういうふうにしたということ、これは学内には周知はさせたんでしょうか。

はい、させました。

どういう形でされてるんでしょうか。

どういう形、もちろん規程集に載せて、誰もが見える状態にしていますし。そのとき私は担当ではないので、教授会等に、こういう趣旨の改正を行いましたというのは報告してるはずです。

そうすると、原告の草薙さんは、たしか、経情法学部でしたか、情報経済学部でしたか。

いつからですか、現在の名称は情報社会学部です。

その、教授会のほうにも、当然配布されてると、こういうことになりますね。

そうです。

その趣旨と異なることが問題だと、こういうことですか。

はい。

言うたら吉井さんに言ってるということが。

はい。

そういうことでよろしいですか。

はい。

それから、越権的、専断的にゆがめたというくだりについては、それはどう

特任理
表記と異

再雇用と表記
空名は新採用

公署に
条件を定めて

という意味合いを持っているのでしょうか。

草薙さんは当時、理事である副学長でありましたので、必要であれば、その趣旨を確認されるべきだったにもかかわらず、吉井氏にそのようなことを話された、かつ、それが世間に公表されたということです。世間に公表されたというか、平たく言えば裁判を通じて公になったと、こういうことですね、ちょっと誘導になりますけれども、今、控訴理由書なりインターネットでそういうふうにオープンになったということは。

はい、裁判の証拠ということと、吉井ホームページにアップされた発言等は把握されてますので、両方ですね、公表というもの。

ちなみに、それは、草薙さんの話によると、プライベートで話したことなんだと、こういうようなことをおっしゃってて、先ほどの証人のお話では、学内理事会でもそういうプライベートな行為じゃないかと、こういうふうな御指摘があるんですが、それでも、やはり問題になるんですか。

純粹にプライベートな場面とか、あるいは全く反対に理事会の中でとか、公式の会議の中で、これを議論し意見を発表することも問題ないといえますか、むしろよい面もあると思いますが、現に吉井さんはその点を争いつつある方であったということは周知のことだと思いますが、そこに向かって、話、かつ、オープンになることを阻止せずということ、これは、先ほど申し上げた調査が始まった段階から表に出たから問題なんだという認識はみんな持ってたと思います。

ということは、個人的にいろいろ学校の方針というか、そういうのと異なるのをプライベートな話をするのは、別に就業規則上禁止されているわけではないと、そういうように承っていいですか。

はい、禁止されてるというか、それはもう表に出ないわけですから、分からないことも含めて。

そうすると、今回、検討委員会で問題になったのは、オープンになったとい

うこと、これは、事実、いわゆる調査委員会を立ち上げまして、そこでも当然そういうことが前提での事実調査だったんですよね、先ほどの話では。

はい、理事長の発言もそうでしたし、理事長の発言が、こんなものが世間に出て、争ってる学校だという評価になるのではないかという御意見もあり、反対の方もおられたかもしれませんが、オープンになったことを、非常に大きなポイントにしていたことは事実です。

そのオープンになることを、吉井さんのほうに、約束というか、そういう配慮というか、そういうことをしてたかどうかという点はどうですか。事実調査の結果、どこまで判明しましたか、していたか、いなかったか。

されてなかったのだろうと、発言、会話内容からしたらされてなかったのだろうと思います。

思いますじゃなしに、していないという前提だったんですか。

はい、してないという前提です。

そうすると、そのところが懲戒対象になるのではないかと、こういうことですね。

はい。

そういうふうに、検討委員会で判断したんですね。

はい。

さらに、吉井氏に誤解を与え、訴訟その他に無用な争点を惹起させたというのは、この点はどうでしょうか。

……………。

甲第1号証を示します。具体的にはどういうことを指しているのでしょうか。

その会話内容からすると、吉井氏は、当時、ほぼ、特任教員として採用されることを諦めているという状況にあったと思いますが、理事である副学長の御意見によって力付けられたのだと思います。

ちょっと待ってください。そういうふうに検討委員会で思ったんですか。

いや、そういうふうには判断しました。

でも、それは吉井氏に確認できてませんよね。

はい。

甲第2号証を示す

49条を示します。何号に該当するというようにお考えになったんですか。

その点は、49条の1号、5号、6号、3つを考えました。

1号というのは、具体的には何に違反するということですか。

たしか、就業規則の41条に、学内の諸規程を守って、それから職場でしたか、秩序維持に努めて服務しなければならないという趣旨の規程があると思います。

それに反するんじゃないかと、こういうことですね。

はい。

41条を示します。「教職員は、法人の定める諸規程および法令等を遵守し、職場の秩序を保持して本学の発展に寄与しなければならない。」というのが教職員の服務規律として定められていると。それに反したのではないかということなんですが、お聞きしたいんですけど、公になったということが問題になっているわけですね。

はい。

それはどういうふうには評価されるということなんですか。

公になるということは、学校法人の理事会なり大学の経営主体の中で、意見の分裂があるということを出すことになりますね。

それは分かるんですけども、直接的に、草薙さんが、そういうことを言ったわけじゃないんでしょう、これ。吉井さんが言うてるわけでしょう。

吉井さんが……………。

草薙さんが吉井さんにしゃべったと。それを、吉井さんがしゃべってるわけですね。

はい、出したわけですね。

だから、それがどうして草薙さんの就業規則違反になるんですかという質問なんです。

それは個人的に話すんだったら、個人的な話なんだからと言って、しっかりと縛りを掛けるべきでしょうね。友人であればあるほど、それができてなかったと判断しました。

草薙さんが、もし、吉井さんじゃなくて、自分自身が言ったら、これはどないなるんですか。

自分自身……………。

いろいろ、吉井さんにしゃべったことあるじゃないですか。それを外部に、理事会内部じゃなくて外部で草薙自身がしゃべったらどないなるんですか。

それは、当時の草薙さんの理事としての副学長というお立場からしたら、駄目だと思います。

就業規則違反になる。

はい。

ということは、今回は本人がしゃべってないけれども、吉井さんが、そういうことを、オフレコとかしゃべらないようにしないという手当てをしないということは、これは誘導かしらんけど、草薙さんが言ったと同じように評価されるということじゃないんですか。

はい、そういうふうには評価しました。

それは、検討委員会でそういうことが議論になりましたか、私が今質問したようなこと。

具体的な議論というよりも、そもそも、調査委員会が始まるころの話在先ほど申し上げたと思いますけれど、公表されたという点を加えた問題なんだという前提にあったと思います。

その前提があるということは、吉井さんの言葉が、草薙さんが言ったという

ふうに同視できるという前提でのことだったということですか。

はい。

甲第1号証を示す

次に、第2項の問題、②ですね。「他学部長等の業務行為を精査することなく『パワハラ』等と断定し、吉井氏を『正論で闘おうとした』などと鼓舞したこと」と。これは、具体的にどういうことを指しているんですか。

他学部というのは、経営学部長などが、特任に希望されたけれども、うまく行かなかったという行為を、どのように具体的に適正に行ったのか、行ってないのかということを確認することもせずに、御本人にパワハラ、アカハラという言葉もあったと思いますが、断定的に言われたということです。

大阪経済大学では、例えば、パワハラとかセクハラとか、そういうことがあった場合には、訴えることが学内のことができるんじゃないんですか。

はい、できます。

どういうところに訴えるんですか。

一つの入り口は、人権委員会というところですよ。

もし、パワハラがあって、ということになると、吉井さんはそういう申立てができたわけですかね。

はい。

そこが事実調査でされているかどうかということ調査委員会のほうで確認されてましたか。

訴えられたかどうかですか。

そうそう。

私、調査委員ではないので、調査報告書を読んだ限りでは確認したかどうかという、評価は出てません。

検討委員会ではどうですか。

検討委員会では、うわさとしては吉井さんは人権委員会に訴えたと聞きました、確かめていません。

確かめていない。

はい。

では、パワハラをやったかどうか分からないの。申立てがあったかどうかいうのを確認しなかったの。

いえ、人権委員会でパワハラかどうかという申立てがあれば、結論が出ておれば、結論は抽象的であれ…。

いやいや、そういうことを聞いているのではなくて、人権委員会に申立てをしたかどうか、というようなことについて、事実確認をしたんですかという質問です。

していません。

なぜしなかったんですか。

吉井さんがですか。

うん、吉井さんがやっているかどうかね。だって、先ほどの話では、処分対象になったのは、パワハラがあったかなかったか、草薙さんは十分確認もせずに行ったんがおかしいと、こういうことを処分対象にしたと、こういうことでしょう、検討委員会では。

はい。

だったら、学校でパワハラの申立てが、あるのかないのかというのは、当然調べるべきだったんじゃないんですか。

パワハラだという判断があったのならば、人権委員会から、理事長であるとか、そこに結論は、名前は出すか出さないか状況によって違うんでしょうけれども、報告があるはずですので、そういうことがなかったということですので。パワハラだと、吉井さんからの訴えで認定された事実はないと判断していました。

甲第2号証を示す

そういう事実確認しなかったことは、具体的に就業規則で言うとどれに違反するんですか。49条を示します。49条の何号になりますか。

1つは49条の1号です。先ほどと同じ、41条の服務規程を前提にして、諸規程、指示命令に従わなかったこと、これが1つと、それから、もう1つは、妨害というのがあったと思うんですけれども、10号ですね。

これはどういうことですか。

他の教職員の業務を妨害したことに……先ほどの部分見せていただけませんか。

甲第1号証を示す

どこですか。

②、「他学部長等の業務行為を精査することなく、『パワハラ』等と断定し、吉井氏を『正論で闘おうとした』などと鼓舞した」点については、1号と10号に該当すると考えました。

甲第2号証を示す

49条の10号では、「他の教・職員の業務を妨害し」ということになってますね。これは具体的に、教職員の誰が誰の行為を妨害したとか、そういうことがはっきりしているんですか。

はい、具体的には、パワハラと断定され、かつ、それがインターネットや裁判証拠として出されたわけですから。

どの先生が。

井形、当時の学部長、及び、池島、当時の副学部長を具体的には指します。

そういうことを、事実確認もなくやったことは、やはり問題だと、こういうことでございますか。

はい。

それから、49条の6号を見てください。「業務上の重要な秘密を漏洩し、又はみだりに本学の文書、書類」がうんぬんと、この6号も処分対象事由として挙がってますよね。

はい。

これはどういう事実が該当するんですか。

それは最初の①を該当事実と考えました。

甲第1号証を示す

どれですか。

①、「特任教員の採用（再雇用）に関する発言」。

その中のことに入るんですか。

はい。

これが、どんな秘密なんですか。

どういう経過かは分かりませんが、草薙さんは、調査委員会が確認した、あの会話の文書によれば、経営情報学部の元教授が、特任教員として採用される際の審議内容を、恐らく、経営情報学部教員として、教授会等でお聞きになったんだと思いますけれども、それを吉井氏に漏らしているということです。

吉井氏は、他の学部ですよ。

はい、経営学部です。

草薙さんと違う。そこの特任の採用審議過程ですか。

(うなずく)

それは他学部の教授として知り得た事実を、漏らしたということになるんですか。

他学部ではなくて、恐らく同一学部の教授会メンバーだから知り得たことでしょう。

教授会は4つの学部がありますけれども、これは公開ですか、非公開ですか。

非公開です。

非公開だと、教授会の内容そのものは他に漏らしたらいかんわけですね。

はい。

そうすると、草薙さんはその情報社会学ですかね。そこで知ったと、審議過程を、自分ところの学部の。

はい、と思います。

それを吉井さんのほうに言ったということが、秘密の漏えいになるんだと。

はい、かつそれがインターネットでも、証拠でも公になりました。

それから、甲第1号証の③、秘密の音声録音による証拠化を推奨したり、吉井氏に対しうんぬんかんぬんと、このところはどういう違反になりますか。

これも、41条の違反を前提とした49条1号の該当だと考えました。後先になるんですが、草薙さん自身は、もちろん、職員ですよ、採用された教職員ですね。

はい。

当然、就業規則の適用を受けるんですが、理事あるいは副学長という仕事は、これは職務との関係についてはどういう関係になっているんですか。

教職員、まあ教員ですけども、教員の中から副学長は選ばれますので、副学長の職務というのは、職員の職務です。

でもあるということかな。

でもあるということです。

そうすると、ダブルで義務を負ってるという形になりますか、服務上は。

はい、質的には、やる内容は違いますが、ベースは教員ですから、教員の中で副学長を選んで、教員としての副学長ですから、同じです。

同じというか、プラスアルファの義務があるということです。

あるのはいいんですけども、副学長は教職の関係では理事でもあるんでし

よう。

必ずしも理事とは限りません。

それはいいんですわ。でも、草薙さんは理事だったんでしょう。

はい、草薙さんは副学長で理事でした。

だから、職員じゃない理事もおられるんでしょう。学外理事というのは違うんですか。

はい。

そういう人は、当然、服務規律というか、理事としての義務があるんでしょう。

はい、あります。

それは、何による義務ですか、一般的には。

理事の場合は、委任関係に基づく善管注意義務だと考えてます。

そうすると、理事としての善管注意義務は、職員としての就業規則にもかぶっていると、こういう理解でいいですか、学校のほうの考えは。

職員をベースにした理事は、両方を重ねているんだと考えてます。

処分理由はそこまでにして、結論から言いますと、これで、今の処分内容が、減給に、定量がちょっと緩やかになったと、こういうことですが、この指示は、証人が誰かに指示をして、甲第1号証、処分理由書を出されたんでしょうか。お見せします。

作ったのは誰かということですか。

作ったということでも結構ですけども、要するに、これは草薙さん本人に渡っているわけでしょう。

はい。

それは、証人が作ったのか、誰かに命じて作ってもらったのか、その辺のことなんですけれども。

総務担当理事ですから、もちろん、誰が原案を作るかにはかかわらず、

総務担当理事として作り、理事長に承認いただくという立場ですので、私が作りました。

そこで、10分の1という形の点について、給与月額10分の1を総額より減ずるといふ形になっているんですけども、そのところは、これは間違いだということ訂正されたことは御存じですよ。

はい、知ってます。

そのことは、法人理事会でも学内理事会でも結構ですけども、御報告されてるんですか。

はい、しています。

その間違いの理由というのは、なぜかというのは御存じなんですか。

はい。減額、月額10分の1にするという判断は懲戒等検討委員会の合意の中で作りましたし、それを私が、その懲戒理由書の中に書き込む際に、本学の就業規則の何条かは忘れましたが、減給に関する規程があつて、最大が月額10分の1だという部分がありますので、それで可能だと判断して、書き込みました。

甲第2号証を示す

50条2号、「減給 始末書を提出させ、かつ1回の額が平均給与日額の2分の1を減ずる。ただし、総額において給与月額10分の1を限度とする。」と、こういう規程になってますね。

(うなずく)

今おっしゃったのは、10分の1を限度とするということだから、この減給処分をあなたのほうで指示をしたと、こういうようなことでございますか。

はい。

これが、何か間違いだったということが、この裁判を通じて判明したと、こういうことになってございますね。

はい。

草薙さんに対する今回の処分で、無効だとかいろいろおっしゃっているわけ
なんだけれども、あなたのほうは、検討委員会で、あとお2人の方と検討し
て、先ほどお聞きしたようなことで、処分に該当するということでやったと
いうことなんですか、それは、現時点でも、あなたのほうとしては正しいと
いうか、そういうふうに思われるわけですか、その点はどうですか。

はい、正しいと思っております。

簡単にそのところを説明してもらえますか。

もし、理事である副学長という非常に高いマネジメントを担うべき
ものが全体の秩序を乱すようなことを発言する、あるいは発言するに
等しいことをするというのは、本学の全体秩序を乱すこととなります
から、よろしくないと考えています。

補足させてください。発言をするというよりも、発言は自由なんでしょう。

はい、発言は自由なんです、自分がじかにオープンに発言する、あ
るいは、それと同じようなことになるということはよくないことだと
思ってます。

歯止めをしなかったということの問題にすると、こういうことですか。

はい。

原告代理人

北村先生は、御専門は契約法だというふうにお聞きしてよろしいですか。

はい、そうです。

一般的に言うと、民法学者だというふうに認識してよろしいですか。

はい、学者というのはあれですが、はい。

先ほど、問題がオープンになることが、学内のそういう対立が多くなること
が問題なんだということをおっしゃいましたね。

.....。

そうではないんですか。

どこで申しあげましたか。

例えば、仮定の話にはなるんですが、原告が、吉井さんの訴訟の証人として法廷に出廷して同じことをしゃべった場合は、やっぱり懲戒処分の対象になるんですか。

ならないと思いますね。

甲第2号証を示す

就業規則の50条の2号、減給の部分で、先ほど、給与月額10分の1を限度とすると、ここにはまっているから、いけると思ったと、こういう御趣旨のことをおっしゃいましたね。

はい。

この50条の2号自体が、労働基準法の規定に由来をする規程だという御認識はありましたか。

認識がありませんでした。

先ほどの、10分の1だからいけるという解釈は、労働基準法の通常の注釈書を見ればそういうふうにはできないというのはすぐ分かったんじゃないですか。

はい、そうかもしれません。

そういう確認を怠ったんですね。

……はい、事務局とは相談してましたが。

あなたのそういう行為というのは法令を遵守していないのではないですか。

お答えしかねます。

あなた御自身は経営学部にも所属されてるということによろしいですね。

はい。

井形浩治さんも経営学部ということによろしいですか。

はい。

それから、退職前の吉井康雄さんも経営学部の先生だったということによろ

しいですか。

はい。

あなた御自身は、吉井さんの退職前から、パワハラであるとかアカハラであるとか、そういう批判を受けていませんでしたか、吉井さんから。

かなり以前にあったと思います。

それから、吉井さんは自分の研究室のドアに、学内執行部の不正を許さない、というような貼り紙を常時していたのではありませんか。

知りません。

平成24年度のことを伺いますが、北村さん御自身の経営学部での立場はどういう立場ですか。西暦では2012年です。いわゆる、ただの教授だったのか、学部内での何か役職に就いていたか。

学部内の役職は、法律系のカリキュラム委員をしてたと思います。

2012年の理事会ではどういう立場でしたか。

総務担当理事だと思います。校地校舎委員長というのもやってたと思います。

これはいわゆる理事長執行部というものに含まれるというふうに理解してよろしいですか。

はい。

2015年度の理事会でも同じ立場だったというふうに聞いてよろしいですか。

はい、そうです。

北村さん御自身のことについて伺いますが、御自宅の最寄り駅は、電車で言うところのどの駅になりますか。

電車だと、湖西線堅田駅。

大学に通勤経路として申請をしているのは、堅田駅からどういう経路になりますか。

J Rで京都駅又は山科駅で乗換えをして、同じですけども、富田、
摂津富田で乗換えして、阪急乗り換えて上新庄ということですが。
そうすると、摂津富田まではJ Rに乗って、富田からは阪急電車に乗ると、
そういう経路だということですか。

はい。

2016年8月から、10月25日に評議員会で、法人の監事から、あなた
のタクシーチケットの不正利用問題について報告があったのではないですか。

10月の25日でしたか。

はい。

ちょっと日は忘れましたが。

その頃の、ありましたね。

ありました。

あなたもその場で報告を聞きましたね。

はい、そのときは聞きました。

そのときは、タクシーチケットの利用について、○×△で、○が用途が業務
に関連すると思われるもの、△がどちらとも判断できないもの、×が業務と
は直接関連するとは思えないもの、そういう形で報告されたのではないです
か。

はい、そう思っています。

平成24年度について言うと、×が23回、10万7840円というふうに
報告されたのではないですか。

正確に記憶してません。

大体そのような数字だったということによろしいですか。

いや、分かりませんが。

被告代理人

本件処分は無効の問題とどう関係するんですか。

原告代理人

尋問事項書でちゃんと書いてあります。量定の均衡の問題です。

被告代理人

具体的には主張がなされていないように思うんですけど、単に量定の問題だけで。

原告代理人

尋問事項書にちゃんと予告してありますけれども。

被告代理人

それは知ってますよ。だから、本件の主張との関係で言うたら、それが具体的にどうだという御主張がないもので聞いているんですけど。

裁 判 官

ほかの量定との比較がどうだというところ、一般論として問題となり得るといのは分かりますけれど、ただし中核的には本件処分、行為との関係でどうかと、そこが中核であろうと思うんですね。そういった意味で言うと、関連性として見たときに、ある程度外のほうに入るかなと思いますので、されるのはかまいませんが、できるだけ手短にとどめていただきたいと思います。

原告代理人

はい。大体、その平成24年度については、×が23回で10万7840円ぐらいだったのではないですか。

しっかりした記憶はありません。

平成25年度については、×が26回で、10万2050円だったのではないですか。

資料は返しましたので、しっかりした記憶はありません。

平成26年度については、×が38回で、13万830円だったのではないですか。

先ほど申し上げたのと同じで、しっかりした記憶はありません。

平成27年度については、×が35回で、12万4660円だったのではないですか。

同じく、しっかりした記憶はありません。

合計の×の金額が、平成24年度から27年度までで、122回、46万5380円と報告されたのではないですか。

ほぼそのような報告だったと思います。

そのタクシーチケットの乗車地として、祇園とか先斗町とか木屋町から乗車したものが多く、そういう報告がありませんでしたか。

ありました。

タクシーの降車地として、大津、雄琴、その辺りが多いという報告がありませんでしたか。

ありました。

それから、不適正というふうに判断をされた根拠の1つとして、端数が当然タクシーの場合出ると思うんですが、3000円をタクシーチケットでちょうど払って、残額を自分で払うと、そういうようなことをしていたことが1つの理由とされていませんか。

………監事報告が、不適正ではなくて不適切ですが、そのようなことを理由として挙げられたかどうかは、報告書はもらってませんので、不確かです。

記憶にないですか。

はい。

甲第4号証を示す

旅費規程の5条8項を示します。大学の旅費規程では、「タクシー等を利用する場合は、緊急公務、もしくは電車・バス等通常の交通機関が利用できない場合にのみ実費支給する。」、そうなっているではありませんか。

旅費規程はそうなっていると思いますが、タクシーチケットの問題と

は関係ないと考えてます。

そうすると、旅費規程がないから、幾らでも使えるという理解なんですか。

考えてません。

旅費規程には拘束されないという理解なんですか。

はい。

このタクシーチケットの問題に関連して、お金を大学に寄附するような話を申し出たことはございませんか。

あります。

幾らぐらい寄附するということですか。

寄附として、まあ、返金ですが、57万幾らだったと思います。

(以上 真鍋 佳代)

話が変わって、井形さん、池島さんらのお話を伺いますが、先ほども確認したことに関連しますが、2012年度の経営学部の学部長は井形さんだったということによろしいですね。

はい、そうです。

乙第4号証を示す

特任教員任用規程を示します。これの第9条③を見ると、学部長は対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出すると、そういうことになっているんですね。

はい。

その年度の対象者から特任教授Aの任用の申出がされたときに、年度の学部の授業計画、カリキュラムとの関係で、任用の手続を拒絶してよいという、そういう規則はありますか。

もう一度お願いします。

次年度のカリキュラムの計画との関係で、特任教授の任用の手続自体を拒絶してよいという、そういう規則はありますか。

ありません。

特任教授任用規程の手続は履行しなくてもよいというのが当時の経営学部の方針だったんですか。

違います。

そうすると経営学部としてはこの提出、先ほどの9条③の提出をすべきだったということに、ここはよろしいのですか。

いえ、私はその判断ができません。私が関与しませんでしたから。

いや、総務担当理事でいらっしゃいますから、一般論として提出すべきだったかどうかというのはお答えできると思うんですけども。

いや、理事会のところに票があるから、学部長から、結論として上がってきた段階で理事会は判断しますから、学部とか推薦委員会とか学長とかのところでも話とか経過については関与しませんから、私はもちろん経営学部の一教員ですけど、一教員としてもそのところには関与していませんので、判断できません。

吉井さんの、この特任教授Aの任用手続をする、しない、あるいは進捗状況がどうかというのは、経営学部の教授会では報告はなかったんですか。

報告はあったと思います。

だから進んでるか進んでないかという状況はあなた御自身が把握をされていたんじゃないですか。

その限りではしていました。

結局井形さんは吉井さんの授業担当計画など、特任の教授の申請に必要な書類一式を、特任教授推薦委員会に提出しなかったのではないですか。

いえ、受理されなかったと聞いてます。

書類をそもそも特任教授推薦委員会に持ってっていないのではないですか。

推薦委員会にというのはどういうことですか。現にお持ちになったかどうかは知りませんが、理事会で出てきたお話は原告に持っていった

かどうか分からないけど、学長に対して受理してほしいといいますが、吉井さんの希望を。

いや、受理してほしいというか、別に持っていけばいいじゃないですか。

いや、受け取れないと言われたと聞いてます。私はその場にいませんから。

そうすると書類の受取自体を拒絶されたというのが経営学部の認識ですか。

いえ、分かりません。

分からない。

はい。

特任教授の申請に必要な書類を推薦委員会に提出したのに、受取を拒絶されたという報告が井形さんからありましたか。

書類、不受理であったという報告はありました。

書類を提出したという報告がありましたか。

書類については報告なかったと思います。不受理だったという報告だったと思います。それ以上のことは分かりません。

あなたはその経営学部の中で、井形さんがこの書類を提出したかどうかを確認しなかったんですか。

不受理という言葉で理解しました。それ以上の確認はしていません。そもそも提出すべき書類をそろえていたかどうかを確認しませんでしたか。

私は確認していません。

井形さんや池島さんからあなたに対して、吉井さんの特任教授の任用手続について辞退をしてもらいたいんだというような、そういう相談はなかったのですか。

そんな相談はありません。

そうすると高等裁判所の判決は確定していますので、その手続を進めなかった行為については、池島さんと井形さんが2人で進めたと、そういうことに

なるわけですか。

いえ、多分特任教員の採用手続は、池島さんはカリキュラム委員長という立場でしたでしょうし、井形さんは学部長という立場であったでしょうし、推薦委員会の委員長は徳永学長であったと思いますから、3者の連続の中で行われるべきものなんだろうと考えます。

あなたには相談はなかったんですか。

はい。

井形さんは経営学部に対して書類が不受理であったと、そういう報告をしたんですね。

書類が不受理とおっしゃったかどうかは記憶ありませんが、不受理でしたという報告は記憶していますし、学内理事会でも不受理という言葉で語られたと思います。

先ほどの特任教員任用規程で、提出すると書いてありますよね。

はい。

これは物理的に書類を提出する意味ですよ。

いや、ちょっと理解してませんでした。

現在どういう認識ですか。

少しこの規程には不備があるんだろうと思っています。

いや、答えを聞いています。物理的に書類を提出するという意味ではないんですか。

いや、そのような解釈に私が至ってるわけではありません。

そうすると、これ、話、ペーパーすら出さずに口頭で何か言えば提出したことになるというのがあなたの理解ですか。

いえ、そのようにも考えてません。

そしたら、やっぱり紙ベースのそういう事業計画その他を提出するしかないんじゃないですか。

いや、分かりません。

分からない。

はい。

あなたは総務担当理事ですよ。

はい、それは、その手続の。

被告代理人

異議あり、証人の意見を聞くにすぎない尋問としますので、質問方法を変えてください。

裁判官

分からないという結論が出てるからいいんじゃないんでしょうか。

原告代理人

分かりました、進めます。確認になりますが、結局あなた御自身は、吉井氏の特任教授任用について、井形氏が物理的な意味での書類を提出したかどうか、そういうことを確認していないということによろしいですか。

はい。

もし提出していないということが分かっていたら、あなたはその手続を進めるように進言していたと思いますか。

提出先は学長なのだろうと思いますが、学長とのやり取りで不受理となったのならば、それで終わりだと考えます。

不受理ではなくて提出していなかったとしたら、提出するように進言していましたか。

いえ、進言していません。

井形さんが特任教授推薦委員会に書類を物理的に提出しなかったことは、特任教授任用規程をゆがめるものだとは思いませんか。

考えていません。

カリキュラム検討委員会というのは経営学部の内部組織なのですね。

はい。

学部長の諮問機関だということによろしいですか。

はい。

2012年度当時は、井形さんが学部長で池島さんがこのカリキュラム検討委員会の委員長だったということによろしいですか。

はい、そうです。

これはホームページ等でも掲載されていますが、平成24年、2012年10月16日に、井形さんは吉井さんの研究室で会話をしたのを吉井さんに録音されているのではないですか。

はい、後にそのように聞きました。

この証拠は高裁ではなく大阪地裁の裁判の段階で既に証拠として提出されたのではないですか。

ちょっと記憶にありません。

吉井さんはこのときの会話で、判例的には、その認められないというケースはないと思うねんという、そういうことを井形さんに言っているのではないですか。

いや、読んでないので知りません。

そもそもこの井形さんと吉井さんのやり取りについては一切読んでいないということによろしいですか。

一切ではなかったと思います。読んだことがあるような、ですが、大分以前のことなので、忘れてるということかもしれません。それ以上のものではありません。

吉井さんは井形さんに対して、投票で落としてもらってもいいから、そういうふうな手続を踏んでくださいと、そういうふうに言ったのではないですか。

知りません。

吉井さんは自分で、アカハラを受けているんだと、そういうことを井形さん

に言ったのではないですか。

知りません。

井形さんは特任教授のこの手続について、吉井さんに申請の権利があると、そういうことを認めているのではないですか。

同じく読んだことがあるのかもしれませんが、分かりません。

井形さんはこの10月16日の会話を切り上げるときに、もう一度上げるように努力すると、そういうふうと言って会話を打ち切っているではありませんか。

分かりません。

井形さんが吉井さんに虚偽の事実を述べたというふうには思いませんか。

そのような人物ではないと思います、井形氏は。

この秘密録音について、井形さんは何らかの責任を問われましたか。

問われていないです。

吉井さんの特任教授の任用に関する問題は、2015年4月23日に大阪高裁の判決が出ましたね。

はい。

上告はしましたか。

しませんでした。

上告受理の申立てもしていませんね。

はい。

この上告受理も含めて、上告するしないの判断に、あなた御自身も関わっていますか。

その判断は2015年の4月の二十何日かの理事会で、法務担当からの提案が行われました。

あなた御自身は法務担当の理事ではないですか。

ないです。

結局判断には関わっていないということですか。

はい。

上告すべきだという意見は述べなかったんですか。

述べませんでした。

あなた御自身は吉井さんが大阪経済大学の法人を相手に訴訟を提起したことについて、吉井さんに問題のある行為だというふうに思っていますか。

いえ、問題というのはどのような意味でしょうか。まあ、裁判する権利はあるわけですから、問題がない。

原告の、今回の懲戒処分の対象になってる行為について幾つか伺います。懲戒処分の第一の理由は、本大学のこれまでの見解を越権的、専断的にゆがめ、吉井氏に誤解を与え、訴訟その他に無用な争点を惹起させたことということによろしいですね。

はい、手元にありませんが、そうだと思います。

本学のこれまでの見解とは何ですか。

先ほども申し上げたように、特任制度は長くありますが、里上事件を介しながら、その趣旨を再雇用、新たに雇用するんだというものなんだという性格をはっきりさせたという当時の改正趣旨が本学の見解なんだと考えています。

その場合の再雇用というのは、いわゆる高年法と言われる高年齢者の雇用継続に関する法律という、そこを意識した再雇用だということによろしいですか。

いえ、違います。

井形はジーンズで 田中様
「意図」といっている

再雇用の
解釈

ただ、この制度は特に特任教授Aというのは、現にその大阪経済大学に所属をしていた教授の先生の定年後の特任教授就任に関する手続ですね。

はい、そうです。

原告はこの2012年10月16日に、井形さんに対して直接この吉井さん

の件について話をしているのではないですか。

原告、草薙さんがですが。

はい。

2012年の。

10月16日。

直接、いや、私はそれは知りようもありませんので、知りません。
このときに原告は井形さんに対して、吉井さんの特任教授の任用手続を、任用規程に従って粛々と進めるように、そういうふうに進言したのではないですか。

私は分かりません。

素行を調べず懲戒処分の量定を決めたのですか。

えっ。

今私が申し上げた原告の発言については、懲戒等検討委員会で何か調査をしましたか。

その部分についてはしていません。

乙第5号証を示す

番号132番、これは問題になっている吉井さんの秘密録音についての文字起こしだと思うんですが、草薙先生はここで、推薦委員会、それから学部、最後に理事会と3つの関門があるんだという、そういう話を吉井さんにしたのでないですか。

はい、それはその会話を起こした文書で読みました。

草薙先生はこの特任教授の任用規程を正しく理解されていたのではないですか。

その3つの手続がある。里上さんのケースは例外だとおっしゃっているように思いました。

3つの関門があるという、そういうことはちゃんと言って、手続を正確

に理解していたのではないですか。

正確かどうかは判断しかねますけども、当時も里上さん以外にも希望しながら採用されなかったケースはあります。

質問に答えて、聞いてないことは答えないでください。

分かりました。

ちゃんとその手続を理解した上で、吉井さんに話をしていただいたのではないですか、原告は。

3つの関門があるという意味では理解されていました。

甲第1号証を示す

ここの第2，処分理由1の①で、「無用な争点を惹起させたこと」って書いてありますね。

はい。

「惹起」というのはどういう意味ですか。

惹起、まあ、起こしたということ。

要するにこれも文章がちょっと分かりにくいんですが、草薙先生が吉井さんの裁判を起こさせたという、そういう理解だということですか。

訴訟その他です。

訴訟も含まれるんですね。

はい。

訴訟を惹起させた、起こさせたことが懲戒処分の理由だということですか。

訴訟その他です。

訴訟だけだったらいいんですか。

訴訟することについては吉井さんの権利でしょう。とはいえ理事である副学長が本学を相手にした訴訟が起こることを惹起することはよくないことだと考えています。

で、あなた御自身は今でも草薙先生が吉井先生の裁判を起こさせたのだとい

ソニーの物
草薙でぼや

うふうに理解をしているのですか。

裁判その他に力を与えたと考えています。

力を与えたのと惹起されたのは意味合いが違うと思うんですが、惹起させた、起こさせたというふうにあなたは惹起という言葉の説明しましたね。

1220a/16(10)

はい。それであれば惹起させたと考えています。

井形さんが特任教授の手續を怠ったことが訴訟を惹起したとは思いませんか。

思いません。

2012年に厚生労働省の検討会はパワーハラスメントの定義について、職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を越えて精神的、身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為を言う、というパワーハラスメントの定義を発表していませんか。

はい。しっかりと把握してませんでした。

今私が申し上げたこの定義に何か不自然だと思う点はございましたか。

いえ、ありません。

吉井さんが申し出ているにもかかわらず、特任教授の書類提出をしなかった井形さんの行為がパワーハラスメントだとは思いませんか。

被告代理人

異議あり。しなかったとは先ほど来の尋問では出てないと思います。質問変えてください。

原告代理人

書類を提出していないとすれば、それはパワーハラスメントだとは思いませんか。

井形氏らは丁寧な…。

イエスかノーで答えてください。

思いません。

吉井さんは2012年10月19日の草薙先生との会話を、草薙先生に言われるまでもなく録音していたのではないですか。

はい、そのように感じました。

先ほどの確認ですが、3日前の10月16日、これも井形さんが吉井さんの研究室を訪れた際の会話を吉井さんは録音していたのではないですか。

私、分かりませんが、多分そうなのでしょう。

吉井さんは大阪地方裁判所の審理の段階では、草薙先生との会話を証拠として提出しなかったのではないですか。

はい、出てなかったと思います。

一方、吉井さんは、井形さんとの会話は地方裁判所の段階から証拠として提出していたのではないですか。

ちょっとはっきり覚えてないです。

もう一度確認になりますが、井形さんが秘密録音をされた、しかもそれは任用規程とは外れる行為をやっている、そういうことが録音されてるのが出ることは問題にならないんですか。

任用規程と外れるとは考えていません。

甲第1号証を示す

第2の1、③で、「懲遷させたこと」という言葉がありますね。

はい。

懲遷させるというのはどういう意味ですか。

元気付けるとか、勧めるとかそういう趣旨。

国語の問題で申し訳ないんだけど、懲遷っていうのは、「かたわらから誘いすすめること」というふうに広辞苑には書いてありますね。だからさせるというその言葉の使い方はおかしくないですか。

分かりません。

草薙さんの行為が主語なのであれば、「懲遷する」ではないですか。

はい、分かります。

あなた自身先ほどお認めになりましたが、裁判を受ける権利自体は吉井さんにもあるんですよね。

はい。

それをそういう権利があると紹介することが懲憑することになるんですか。

いや、そんなことはないと思います。

懲戒等検討委員会について伺います。原告草薙さんに対するヒアリングは2015年3月4日の1回だけということよろしいですか。

はい。

このときに、懲戒処分の対象となる行為を特定した上で草薙先生に告知しましたか。

懲戒等の対象となる事実。あの………12月19日の吉井氏に対する発言という範囲では示しています。

いや、このところはこういう意味で懲戒処分の対象になっているが、弁解はあるかという、そういう聞き方をしましたか。

そういう聞き方はしてないと思います。

一般論的に、この10月19日の会話内容を様々な観点から聞き取りをしたのではないですか。

はい、そうです。

その後、懲戒対象となる行為を特定した上で草薙先生に弁解の機会を与えましたか。

そのヒアリングの最後に面会の時間を取りました。

でも、懲戒の対象となる行為を特定していないというふうに先ほどあなたはおっしゃいましたよね。私の質問を聞いていただきたいんですが、懲戒対象となる行為を特定した上で弁解の機会を与えましたか。

特定は、その12月19日の吉井氏との会話行為であるという特定の

枠での弁解の機会は提供しました。それ以上のものはないです。
その会話全体が懲戒の対象だという、そういう言い方をしたということですか。

はい、その会話内容を検討してるということです。
懲戒等検討委員会に、吉井さんと同じ経営学部の、しかも吉井さんからパワハラ、アカハラと批判されたこともある、あなたが加わっていることに、それ自体に問題を感じたことはなかったですか。

はい、懲戒等検討委員会に私が入ったことですか。
そうです。

はい。役職で決めるということで決まったので、問題は、変わりませんでした。

例えば、裁判ですら裁判官が利害関係ある場合は、忌避、回避という制度がございますね。利害関係者はこういう場所から抜けるべきではないのですか。

当時の学内理事会は言わばほとんどが利害関係者になります。それで役職で決めようということになりました。

いや、経営学部の、しかも吉井さんとの個人的な確執もあったあなたが入るということは、正に利害関係者が懲戒等検討委員会に入ることではないですか。

はい、問題ないと考えました。

本件は結局最後和解が決裂をして今日の尋問に至っているわけですが、率直に伺いますが、理事会に和解案を提案するについて、裁判所で協議をして双方が持ち帰ったものとは違うものをそもそも理事会に提案をしておりますか。

私はその前回理事会の提案のところは法務担当からされましたので、知りませんでした。経過自体を知らなかったです。
理事会への提案自体が裁判所で協議したものと違うという、そういう理解を

あなたはしていなかったんですか。

はい。

被告代理人

どうも吉井さんの事件に関連して井形、池島さんの処分がなされていないのと、草薙さんの処分との均衡を失してるのではないかと、こういう話が先ほどの質問の趣旨、反論だとは思いますが、井形、池島さんの処分がなされていないというのは、あなたのほうで理由知っていますか。

処分がなされていないというのは、そもそも井形、池島さんの行為が一部パワハラという表現をされる場所がありますけれども、そのような判断をした学内のどこかの機関の判断があるわけではないので、そのような認識はしていないということです。

パワハラの点はいいんですけれども、その処分がされていないというパワハラでの処分ということじゃなくて、要するに、高裁で何か不法行為的なことを認定されたことについて処分すべきじゃないかとかいう点は、問題にはなっていないですか。

はい。高裁判決が出る前に吉井氏の身分回復、特任教授等の地位の確認又はそれに相応する経済的な賠償が認められない限り、上告しないという決定をし、あのような決定をしたときにも、井形、池島さんには上告を断念いただいたという経過もあって、そのような提案は全く理事会ではありません。

私の質問にお答えいただいてないんですが、端的に聞きますけど、先ほどの議論の中で、推薦委員会の委員長である学長さんに、井形さんが持っていったと、持って行ってない、こういう議論が先ほどの代理人との間でやり取りありましたね。

はい。

そのところは問題になったんじゃないんですか。

それは問題になったと言いますか、問題になりました。

そうすると、これは仮定の話ですが、推薦委員会の委員長である学長が、それを受取を拒否した、あなたの言い分によると、不受理にしたということについては学長にも責任があるというふうな議論があるんですか、ないんですか。

あります。

学長は処分されていますか。

されてません。

あなたは先ほど草薙さんが仮に吉井訴訟で証人に立った場合に、今回問題になってるようなことが別に問題にならないと、こういうふうにおっしゃったんですが、学校の秘密について、場合によったら証言が拒否できる場合があると、上司の了解をもらわないとお答えできないだとか、そういうふうな場合があることは御存じですか。

知りません。

では、あなたのほうは、証人になったら証言が拒否できるような場があるとかいうことを知らないで先ほど証言されたんですか。

はい、そのとおりです。

中身によったら、それはしゃべらなきゃいけない場合もあるだろうし、中身によったら、いや、それはちょっとお答えできませんというようなことがあり得るんですよ。

そうですか、はい。

じゃ、もう結構です。それからタクシー問題がどう関係するのか知らないんですけども、あなたがタクシー問題に関して調査の対象になって、学校ではもう既に結論が出てるんじゃないんですか。

出ました。

どんな結論になったんですか。

先ほどの監事さんの報告の後、改めて調査委員会が作られて、調査委員会の結論は不正行為、不正利用は認められないという結論になりました。

それからあなたの職務は総務担当理事だということですが、これもいわゆる学内理事、学部長理事だとか、本件の問題になっている副学長理事だとか、そういういろんな立場の理事の方がいらっしゃると思うんですが、あなたの総務担当理事というのは、端的に聞きます、理事長の仕事を事実上補佐するようなことをやってるのではないですか。

自分の口から。

理事長がやらなきゃいけないことを、自分はちょっと出にくいから、君、出といてくれたとか、そういう特定の事務ではなくても、理事長を補佐する立場にある理事として職務をやっておったんじゃないですかという質問。

はい、その部分はあったと思います。

ありましたね。

はい。

そうすると通常の理事とは仕事内容は大幅に異なるんじゃないんですか。

はい、相当広いです。

上告受理の問題が出ましたけれども、これは上告理由、上告するためには、一つには憲法違反だとかそういう問題があるんですけども、上告受理にしても事実関係は争えないという前提になってますよね。

はい。

この事実について、学校では、争いたかったか、嫌だったか、そこはどうですか。

事実についてはですか。

ええ、高裁の認定事実に関して、これはおかしいと、こういう議論が出たかどうかということです。

議論。

事実認定に関して。

議論としては一部あったと思います。

出たですよ。

はい、ありました。

だけどそれは上告理由にはならないんですよ。

はい。

3 関門があると、特任に採用されるためには。それは草薙さん自身が理解をしておったということなんだけれども、吉井さんの主張によると、3 関門あっても、事実上希望すれば採用されるべきだと、こういうことを終始一貫、訴訟で主張してましたね、それは御存じですよ。

はい、知ってます。

それは今回の調査検討委員会での草薙さんのほうの発言を捉えて、これはむしろ3 関門で自動的に採用されるもんだと、3 関門あるにもかかわらず、自動的に採用されるもんだというような見解として把握したのかどうか、そこはどうですか。

はい、そのような見解をおっしゃってるんだと、私だけではなくて3 懲戒委員は合意の上で判断しました。

そうすると本人さんは懲戒等検討委員会の3名の委員に呼ばれて、ヒアリングをされてるということは御存じだったんでしょう。

御本人というのは。

そうそう、草薙さん自身は。

はい、もちろん御存じです。

そうすると、懲罰委員会だから、検討委員会だからどういうところが懲罰の対象になるのかという質問が草薙さんからありましたか。

いえ。

質問がまずあったか。

いえ、ありません。

じゃ、その検討委員会から呼ばれてるんだから、自分が懲戒の対象になるということは当然承知だったんじゃないですか。

もちろん御存じだと思います。

(以上 新川 陽子)

大阪地方裁判所

裁判所速記官

真 鍋 佳 代



裁判所速記官

新 川 陽 子

